

笠岡市空き家等における家財等処分助成金交付事

笠岡市では、市内空き家の利活用を促進するため、笠岡市空き家バンクに登録していただいた空き家を対象に、家屋に残っている家財道具などの処分及び搬出にかかる費用の一部を助成します。

◎対象物件

笠岡市空き家バンクに登録している物件



◎対象者

- ①笠岡市空き家バンクに登録している空き家等の所有者
 - ②助成金を受けた日から3年以上、笠岡市空き家バンクへの登録を継続する者
 - ③笠岡市一般廃棄物収集運搬許可業者に家財等の処分及び搬出を依頼する者
 - ④市税等に滞納のない者
- ※①～④全てに該当する人が対象となります。

◎対象経費

空き家に残っている家財道具等の処分及び搬出に要する経費

◎助成金額

対象経費の2分の1に相当する額(最大5万円)

◎申込方法

笠岡市空き家等における家財等処分助成金交付申請書(様式第1号)に、必要事項をご記入のうえ、申請してください。

<申請に必要な書類>

- ①誓約書兼同意書(様式第2号)
- ②処分費等が確認できる書類(見積書等)
- ③処分対象となる家財等の状況写真
- ④申請者及び同一世帯の者が市外在住者又は市外からの転入者の場合は、その住所地での市税等の完納証明書

※交付決定通知書発行以前に支出した費用は補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

○笠岡市空き家バンクとは

笠岡市内の空き家を所有している方から空き家に関する情報を登録していただき、その情報を、笠岡市へ定住のために空き家を利用(賃貸又は購入)したい方に提供する制度です。

賃貸・売買に関する契約は、専門の市内宅地建物取引業者が行います。

◆お問合せ・申請先◆

笠岡市定住促進センター E-mail : teijyuu@city.kasaoka.okayama.jp
電話: (0865) 69-2377 FAX: (0865) 69-2376